

告示第7号

滋賀県後期高齢者医療広域連合財政事情の公表に関する条例(平成19年滋賀県後期高齢者医療広域連合条例第25号)第4条の規定により、平成19年10月1日から平成20年3月31日までの滋賀県後期高齢者医療広域連合の財政事情を公表する。

平成20年6月30日

滋賀県後期高齢者医療広域連合長 目 片 信

滋賀県後期高齢者医療広域連合の財政事情
(平成19年10月1日から平成20年3月31日)
別紙のとおり

平成19年度 財政状況の公表

《平成19年10月1日から平成20年3月31日までの期間における財政状況を示しています。》

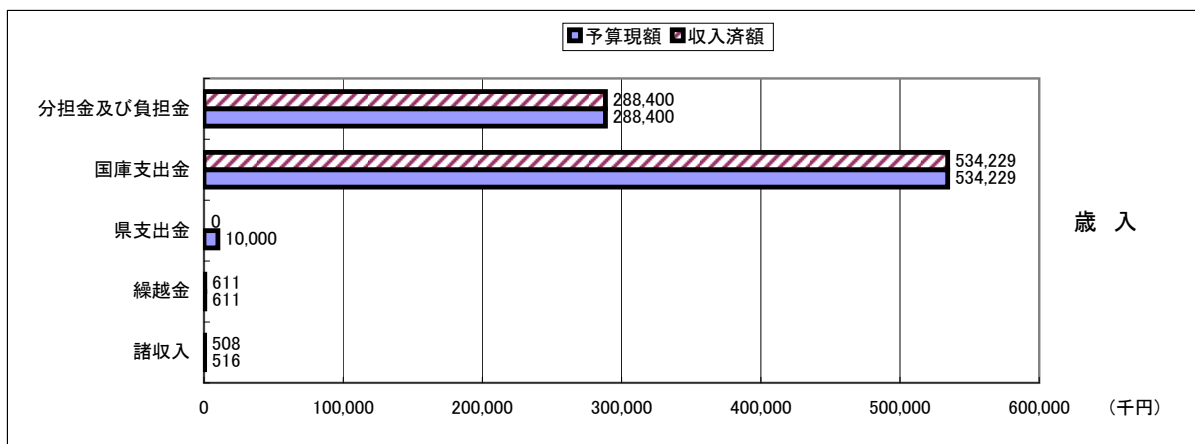
なお、平成19年度下半期の予算執行状況ならびに財産、地方債および一時借入金の現在高は次のとおりです。

※平成20年3月31日現在の財政状況を表示しているものであり、決算状況とは異なります。

一般会計予算の執行状況

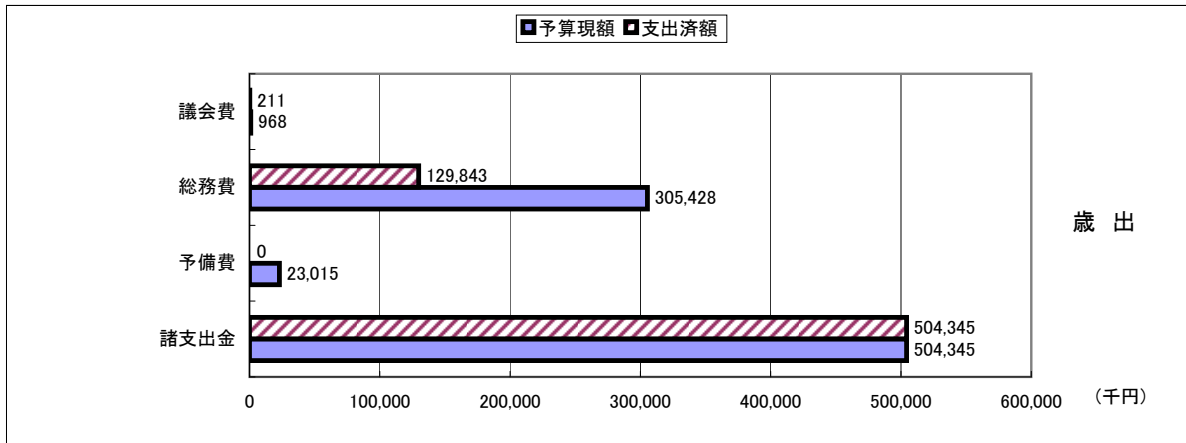
【歳入】 予算現額 833,756 千円
 収入済額 823,748 千円
 収入率 98.8%

	予算現額(千円)	収入済額(千円)	収入率(%)
1 分担金及び負担金	288,400	288,400	100.0%
2 国庫支出金	534,229	534,229	100.0%
3 県支出金	10,000	0	0.0%
4 繰越金	611	611	100.0%
5 諸収入	516	508	98.4%
合 計	833,756	823,748	98.8%



【歳出】 予算現額 833,756 千円
 支出済額 634,399 千円
 支出率 76.1%

	予算現額(千円)	支出済額(千円)	支出率(%)
1 議会費	968	211	21.8%
2 総務費	305,428	129,843	42.5%
3 予備費	23,015	0	0.0%
4 諸支出金	504,345	504,345	100.0%
合計	833,756	634,399	76.1%



広域連合の財産

区分	現在高
公有財産	なし
物品(重要物品)	119万円(公用車)
債権	なし
基金	なし

重要物品とは、形状を変えることなく、比較的長期間使用ができるもので、購入評価価格が100万円以上の備品です。

地方債の額

地方債とは、特定の財源に充てる目的で資金を借り入れることで、長期にわたる債務です。

平成20年3月31日現在

0 円

一時借入金

一時借入金とは、年度途中で一時的に資金が不足する場合に借り入れる借入金です。

予算限度額

5,000 千円

平成20年3月31日現在高

0 円

(借入実績なし)